

ほけんのしおり

目 次

§ はじめに	P 1
§ 1年間の保健行事	P 1
§ 保健室の利用について	P 2
§ 急なけが・病気など緊急時の対応	..	P 2
§ お薬について	P 3
§ 学校医・学校歯科医・学校薬剤師	..	P 3
§ 学校病診療券	P 3
§ 学校感染症と出席停止	P 4
出席停止解除証明	P 5
出席停止期間報告書		
§ 日本スポーツ振興センター	P 6

保健に関する大切なお知らせです。保護者の方は必ず目を通してください。
(ご家庭で保管してください。)

§ はじめに

ご入学、ご進級おめでとうございます。

お子様は新しい学校、学年での生活に期待と不安でいっぱいのことだと思います。

さて、本校において学校生活を送る上で、知っておいていただきたいことがたくさんあります。そのなかで、保健に関することはこの冊子にまとめておりますのでお読みいただき、ご不明な点などあれば、直接学校までお問い合わせください。

§ 1年間の主な保健行事予定

※年間学校行事予定にそって行います。変更や詳細については、その都度お知らせします。

1学期

身体測定 身長・体重（全学年） 視力検査（全学年）
聴力検査（1年・2年・3年・5年）
健康診断 内科・歯科（全学年） 耳鼻科・眼科（1年全）
尿検査（全学年）
心臓検診 心音図検査（1年全、2～6年対象者）
色覚検査（4年希望者）

2学期

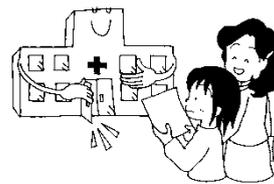
身体測定 身長・体重（全学年） 視力検査（全学年）

3学期

身体測定 身長・体重（全学年）

●疾病の疑い・異常疑いがみつかった場合

健康診断で疾病の疑い・異常の疑いがみつかった場合は、「健康診断結果のお知らせ」をお子様にお渡ししています。学校からお知らせをもらった場合は、速やかに受診されることをお勧めします。尿検査や心臓検診については、一次検査の結果により再検査が必要な場合があります。健診により再検査の方法が異なりますので、その都度お知らせします。



なお、**治療等が終わりましたら、受診済書に必要事項をご記入の上、担任または養護教諭までお渡しく下さい。**

●すでに病院を受診されておられる場合

受診した結果を、連絡帳などで学校へお知らせください。

●健診を欠席された場合

健診を欠席された場合は学校での再検査はありません。

§ 保健室の利用について

保健室は健康診断、健康相談、応急処置、保健指導などを行うところです。

①救急処置について

保健室では、医療機関（病院）へ行くまでの応急処置をします。

けがや病気が長引いても継続的な治療はできません。応急処置後はご家庭でお願いします。また、医療行為にあたる処置はできません。

②薬について

内服薬は渡すことはできません。

(学校は医療機関ではないので、投薬などの医療行為は認められていません。)



個別の緊急対応の薬に関しては、担任または直接保健室までご相談ください。

③保健室での休養について

保健室での休養は原則として1時間くらいです。休養する場合は、快復の見込みがある人、家庭からのお迎えが必要な場合に保護者の方が来られるまでの間です。

§ 急なけが・病気など緊急時の対応について

●緊急連絡先

お子様が学校管理下でケガをして病院での診察が必要になった場合や、急な体調の悪化でご家庭からのお迎えが必要になった場合は、「緊急連絡票」にご記入の連絡先に連絡をしています。そのため、「**緊急連絡票**」に記載する電話番号や携帯電話番号は、**必ず連絡のつく番号を記入してください。**

●学校から直接病院を受診するとき

治療に急を要すると判断した場合は、学校から直接病院を受診することがあります。

病院では、治療内容について保護者の同意を得なければならないことが多くなっています。また、問診票への記入はアレルギーなどの配慮を考え、出来る限り保護者の方に直接ご記入いただきたいと考えております。よって、学校から直接病院を受診する場合は、**保護者の方に来ていただくよう連絡いたします。**お仕事中などお電話に出ていただけなかった場合は、留守番電話に伝言を入れますので、伝言のあった場合は必ず折り返し学校までご連絡くださいますようお願いいたします。

●緊急連絡先に変更があった場合

緊急連絡先に変更のあった場合は、必ず連絡帳などで担任を通して学校へお知らせください。

§ お薬について

① 一時的に必要なお薬について

お子様がかぜや結膜炎などの急性疾患により、一時的に学校でお薬を服用（使用）しなければいけない場合は、必ずお子様が自分で飲める（使える）ようにご家庭でご指導の上、担任へご連絡ください。また、学校では、医薬品の取り扱い上、**原則としてお薬をお預かりすることは出来ません。**

② 慢性疾患等によりお薬の管理が必要な場合

お子様の病気の状態や、お薬の内容等について確認させていただきたいことがありますので、必ず学校へご相談ください。

§ 学校医・学校歯科医・学校薬剤師（R6年度）

健診や環境検査、学校保健委員会でお世話になる先生方です。

内科		
耳鼻科		
眼科		
歯科		
薬剤師		

§ 学校病診療券～就学援助を受けておられるご家庭の方へ～

就学援助を受けておられるご家庭のお子様については、ご希望により医療券の申請をすることができます。なお、対象となる疾病（異常）については下記のとおりです。それ以外の疾病（異常）には適用されません。医療券の申請を希望される方は、就学援助申請書類に同封してあります『医療券発行申込書』に必要事項をご記入の上、伊丹市役所・教育委員会学事課へ提出してください。就学援助の認定は例年7月中旬頃です。認定後、医療券を申請されている方に発行されます。

対象となる疾病

トラコーマ、結膜炎、白せん、かいせん、膿かしん、中耳炎、慢性副鼻腔炎、

アデノイド、う歯(むし歯)、寄生虫病

§ 学校感染症と出席停止

お子様が、以下の感染症にかかれた場合、学校保健法に基づいて出席停止の扱いになり、欠席にはなりません。 つきましては、別紙（P5）様式「出席停止解除証明書」を主治医に記入していただき、学校へ提出してください。インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、ご家庭で「インフルエンザによる出席停止期間報告書」または、「新型コロナウイルス感染症による出席停止期間報告書」に記入し、提出ください。

なお、出席停止解除証明書または、出席停止期間報告書の提出がないときには、出席停止の扱いになりませんのでご注意ください。

●主な感染症の一覧表

病 名	出席停止の期間（めやす）
インフルエンザ（インフルエンザ様かぜを含む）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、症状が軽快した後1日を経過するまで
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹（三日はしか）	発疹がなくなるまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状がなくなった後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
結 核	症状により学校医・その他の医師において伝染のおそれがないと認められるまで
腸管出血性大腸菌感染症	
流行性角結膜炎	
急性出血性結膜炎	

※以下の疾病は、原則として出席停止の対象となりません。

- ・ウイルス性肝炎
- ・ヘルパンギーナ
- ・感染性胃腸炎
- ・マイコプラズマ肺炎
- ・伝染性紅斑（りんご病）
- ・伝染性膿痂疹（とびひ）
- ・伝染性軟属種（水いぼ）
- ・手足口病
- ・溶連菌感染症
- ・アタマジラミ

※学校へ「出席停止解除証明書」を提出する場合は、次頁（P5）の「出席停止解除証明書」を切り離して使用してください。用紙がなくなった場合や、足りない場合は担任または保健室へお申し出ください。

出席停止解除証明書

伊丹市立瑞穂小学校

年 組 氏名

病 名

上記の病症で、令和 年 月 日から療養中でしたが、主要症状が消
退し、もはや感染のおそれがないものと認め、令和 年 月 日
より出席停止を解除します。

令和 年 月 日

住所

主治医名



出席停止解除証明書

伊丹市立瑞穂小学校

年 組 氏名

病 名

上記の病症で、令和 年 月 日から療養中でしたが、主要症状が消
退し、もはや感染のおそれがないものと認め、令和 年 月 日
より出席停止を解除します。

令和 年 月 日

住所

主治医名

